

第139表 犯罪被害者等に対する初期支援実施状況(年次別)

(単位 人)

区 分		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総	数	2,787	2,944	3,127	3,167	3,397
重大な交通事故事件	総	898	1,266	1,401	1,593	1,568
	ひ き 逃 げ	593	704	746	775	820
	交 通 死 亡 事 故	133	174	158	164	136
	3 か 月 以 上 の 重 傷 事 故	134	306	405	557	556
	危 険 運 転 致 死 傷	33	47	80	67	48
	署 長 等 指 定 事 件	5	35	12	30	8
身 体 犯	総	1,611	1,627	1,685	1,531	1,796
	殺 人	87	72	72	101	93
	強 盗 致 死 傷	126	121	126	113	117
	強 盗 ・ 強 制 性 交 等 及 び 強 盗 ・ 強 制 性 交 等 致 死	4	8	4	4	6
	強 制 性 交 等 (準 強 制 性 交 等 含 む 。)	193	185	192	239	332
	集 団 強 姦	11	16	18	9	2
	強 制 わ い せ つ (準 強 制 わ い せ つ 含 む 。)	648	608	707	659	770
	強 制 わ い せ つ 等 致 死 傷	72	78	68	61	68
	略 取 ・ 誘 拐	4	9	18	11	24
	逮 捕 ・ 監 禁 (逮 捕 等 致 死 傷 含 む 。)	9	14	15	12	17
	傷 害 致 死	6	5	6	5	7
	傷 害 (重 傷)	403	506	456	315	360
	そ の 他	48	5	3	2	-
交 通 以 外 の 署 長 等 指 定 事 件		278	51	41	43	33

注1 初期支援とは、初期捜査等の一連の捜査活動等を通じて、原則として、対象事件の認知直後から被害者を帰宅させるまでの間において、被害者に付き添って被害者のために行う活動をいう。

2 対象事件とは、身体犯、重大な交通事故事件及び署長等指定事件（事件事故の規模等を勘案し、警察署長等が支援を必要と認めたもの）をいう。

3 刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、「集団強姦」は廃止された。

数値：企画課